

# 栃木労働局 労働基準部 Press Release

報道関係者 各位

令和2年12月1日 【照会先】

栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 小嶋 三喜雄

主任監察監督官 大 島 充

(電話)028(634)9115

(FAX)028(632)6585

# 栃木労働局が年末に建設一斉監督を実施します

~ 建設業における年末の労働災害増加を懸念 ~

栃木労働局は、管下の全ての労働基準監督署において、「年末年始無災害運動」期間に、建設工事に対する一斉監督を実施します。

年末・年始の時期は長期休暇を挟むこともあって繁忙期となり、また、年度末に向けた 工事量の増加も加わり、安全対策が手薄となりがちであることから、本件取組により、年 末・年始の時期における建設工事の労働災害防止の徹底を図ります。

#### 【取組概要】

1 実施期間

令和2年 12 月1日(火)から 12 月 14 日(月)

2 実施場所

管下の7労働基準監督署

- 3 建設工事現場における労働災害防止のための重点事項
  - ① 経営トップ等による現場点検の実施
  - ② 墜落・転落災害の防止
  - ③ 転倒災害の防止
  - ④ 飛来・落下災害の防止
  - ⑤ 建設機械・クレーン災害の防止
  - ⑥ 倒壊・崩壊災害の防止
  - ⑦ 不安全行動による災害の防止
  - ⑧ 新型コロナウイルス感染予防対策の徹底

#### ≪参考資料≫

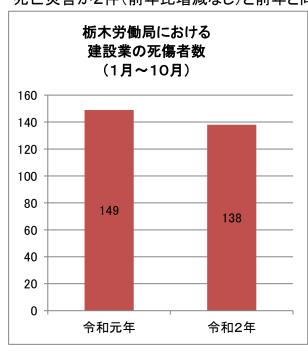
別添1 建設業の労働災害の動向

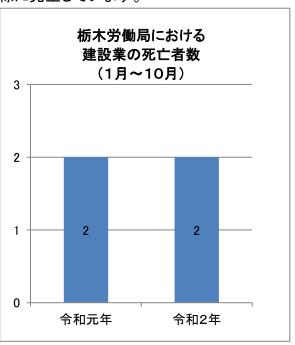
別添2「年末年始無災害運動」実施要綱(令和2年12月1日~令和3年1月31日)

#### 建設業の労働災害の動向

#### 1 栃木労働局管内における建設業の労働災害発生状況(死傷、死亡)

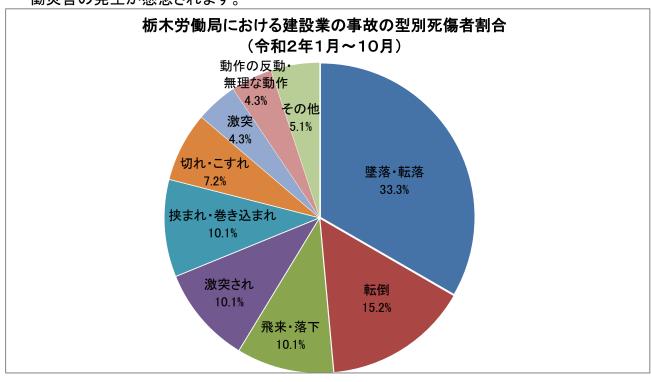
栃木労働局管内における建設工事の労働災害は、令和2年 10 月末現在、死傷災害(休業4日以上)が 138 件(前年比 7.4%減)と前年より減少しているものの、本来あってはならない死亡災害が2件(前年比増減なし)と前年と同様に発生しています。





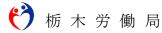
#### 2 栃木労働局管内における建設業の労働災害発生状況(事故の型別)

建設業の事故の型別の内訳をみると、墜落・転落が 33.3%と最も多く、以下、転倒 (15.2%)、飛来・落下(10.1%)、激突され(10.1%)、挟まれ・巻き込まれ(10.1%)の順で多くなっており、作業床からの墜落など、年末の忙しさから安全措置を十分に配慮せず、結果、労働災害の発生が懸念されます。



# 「年末年始無災害運動」実施要綱

(令和2年12月1日~令和3年1月31日)



#### 1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、令和元年は過去10年間で最多となる1,931人を数え、16人もの尊い生命が失われた。

令和2年においては、10月末現在で、1,434人と前年同時期よりも4人増加し、うち死亡 災害による被災者数は8人(前年同時期13人)を数えている。

現在のところ,死亡者数は前年同時期よりも減少傾向にあるものの、墜落・転落(3人)、挟まれ・巻込まれ(3人)と依然として在来型の災害によるものが顕著にあるなど、決してあってはならない死亡災害の撲滅には至っていない。一方、死傷災害では、転倒災害、墜落・転落、挟まれ・巻込まれによるものが後を絶たないほか、60歳以上の高年齢労働者の被災率も約3割と高まっている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止の一層の強化が求められる。

加えて、冬季を迎え新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の拡大が懸念され、とりわけ職場における同感染症の予防対策の徹底も重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

#### 2 当局実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月31日まで

#### 3 運動スローガン

『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害運動 』 (中央労働災害防止協会 第50回 年末年始無災害運動スローガン)

#### 4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2)機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) 高所作業における「墜落, 転落」災害の撲滅
- (4) 転倒災害の撲滅
- (5) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止

#### 5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 本運動及び死亡災害急増に係る報道機関への広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

#### 6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

#### 7 事業場の実施事項

- (1)経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
  - < 現場力の向上と、若年者層に対する危険認識のための教育の推進 >
- (4)機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、転倒災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施

- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした55の徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染予防対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

#### 【別添 参考パンフレット等】

- ・ STOP!転倒プロジェクト in 栃木
- · STOP!はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

# STOP! 転倒災害 プロジェクト in 栃木







「滑り」・「つまずき」・「踏み外し」などの転倒リスクの高い場所・物

【場所】(水・油など)ぬれた所、階段、段差・凹凸、片づけられていない所 【物】台車(キャスター)、コード、コーナー(角)、粉、 (タイヤ止めなどの)突起物、放置物、マンホールの蓋・グレーチングなど

滑りにくい靴の使用 (動摩擦係数0.2以上)

滑りにくい床に改善 (作業環境の改善)

視界良好・足元ヨシ! (指差呼称)

整理・整頓・清潔・清掃・しつけ

つまずき(危険箇所)の見える化







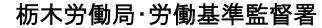






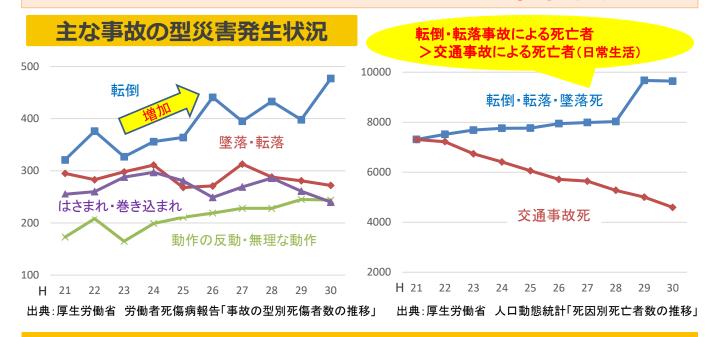




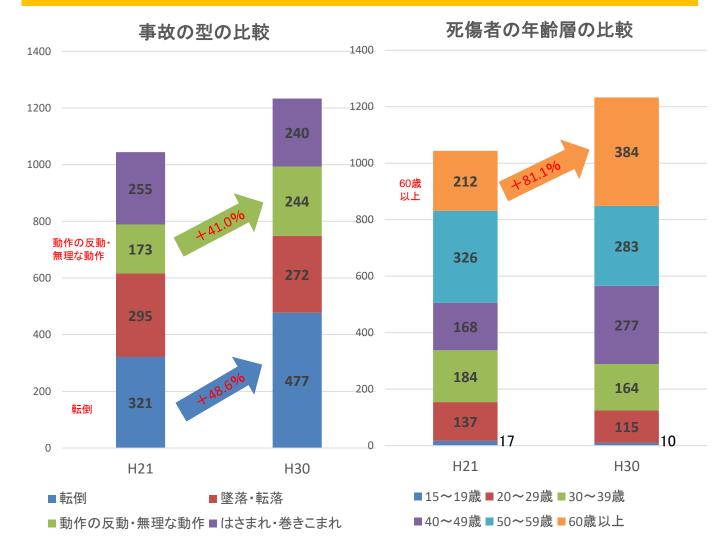




# 転ぶことを軽く考えていませんか? ST♥P! ~いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる 転倒災害 ~



## 「転倒」・「墜落・転落」・「はさまれ・巻き込まれ」・「動作の反動・無理な動作」の比較(H21・H30)



# 転倒災害の特徴

# 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は 約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

# 特徴2 特に高年齢者で多く発生!

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では 55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

# 特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

## 特徴4 冬季に多く発生!

**隆雪の多い地域**では、冬季に多く発牛しています。

# 転倒災害の主な原因

<u>▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?</u>

休業 1か月以上 (約6割) (約4割)

「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告

(厚生労働省) より作成



滑り (主な原因)

- 床が滑りやすい素材である。
- ・床に水や油が飛散している。
- ビニールや紙など、滑りやすい 異物が床に落ちている。
- ・路面等が凍結している。

#### ・床の凹凸や段差がある。

つまずき

<主な原因>

・床に荷物や商品などが放置されている。

・大きな荷物を抱えるなど、足 元が見えない状態で作業して いる。

# 転倒災害発生事例

工場内で発生した機械のトラブル処理のため駆け出したところ、作業通路上に散らばっていたネジを踏んで足を滑らせ転倒した。

#### 対策のポイント

- □ 足元に落ちた材料などは速やかに片付けることを徹底する
- □ 他の労働者が通ることを踏まえ、作業通路上 に物を放置しない
- □ 足元の障害物に気づけるよう、余裕をもった 行動を心がける

厨房で揚げ物をパックに詰めるため、容器を取 ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った 油で滑ってバランスを崩し転倒した。

#### 対策のポイント

- □ 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く
- □ 滑りにくい靴底の履物を着用する

空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外して バランスを崩し転倒した。

#### 対策のポイント

- □ 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする
- □ 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する
- □ 危険箇所には表示をして注意を促す
- □ 階段の昇降はゆっくりを心がける

バックヤードで商品の検品中に、呼び出しを受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけて バランスを崩しねん挫した。

#### 対策のポイント

- □ 通路に物を置かない、整理整頓する
- □ 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する
- □ 危険箇所には表示をして注意を促す

あ(A)わて<u>ない</u>

あ(A)せらない

あ(A)などらない

転倒予防のために…え一(A)ない行動を心がけよう

# 転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

<b>4 S</b> (整理·整頓·清掃·清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ(水、油、粉など)を 取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	<ul><li>・時間に余裕を持って行動</li><li>・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li><li>・足元が見えにくい状態で作業しない</li></ul>	・移動や作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成によ る危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーな どで注意喚起

#### <転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りが きかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、 つまずきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまずきの原因になります。

重量バランス(前後)

つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまずきの 原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまずきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまずきの原因になります。

# 冬季は転倒災害が多発

▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

# ◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を 指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

# ◇駐車場の除雪・融雪は万全に。 出入口には転倒防止の対策を!

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を 行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、 夜間は照明設備を設けて明るさ(照度)を確保しましょう。



<ヒートマットの設置例>

# ◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!

STOP! 転倒

検索

「STOP!転倒災害プロジェクト」

# 場所別 転倒災害防止対策

1

# すべりやすい場所での対策

全員参加で



●床面を水清掃する場合など水や油を使用する場所では、床面が水や油で滑りやすくなり、転倒の危険性が非常に高くなります。
次のような点に留意して転倒災害を防止しましょう。

#### 床面の施工による対策



- ●床材が損耗した箇所は、<br/>
  凹凸によって水たまりが出来、<br/>
  滑りやすくなるので、補修すること。
- ●床材を、濡れても滑りにくい材質に更新すること。 また損耗しづらいよう丈夫な材質にすること。
- ●掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、 排水溝を増設すること。

#### 掃除機の選定等による対策

- ●前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を 導入すること。
- ●余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入すること。



#### 作業方法等による対策



- ●転倒防止に有効(サイズ、屈曲性、重量、 つま先の高さ、フィット感) な靴を履くこと。
- ●排水溝のフタ等は速やかに復旧すること。
- ●足元を確認しながら歩行すること。

#### 油脂等によりすべりやすい場所における対策

- ●床に油脂がたまりやすい場所は通行しないようすること。
- ●油脂等が他の場所に流れることのないよう遮断措置を講じること。
- ●作業場所そのものがたまりすい場合には、吸湿性のあるマットを 敷くなどの措置を講じること。
- ●定期的に清掃すること。



- ●転倒災害の原因の一つに安全な通路が確保されていないことが挙げられます。整理・整頓・清潔・清掃の4S活動を進め、常に安全な通路を確保する意識づけ(しつけ)を行うこと(5S)が大切です。
- ●「安全な通路の確保」は労働安全衛生規則第540条、「作業場の床面におけるつまずき、すべり等の 危険の除去と安全状態の保持」は同規則第544条にも定められています。

#### 整理整頓と物の置き場所等

- ●番重(コンテナ)や製品の箱等は、置き場所を定め、 通行や見通しに支障のないようにすること。
- ●包丁などの用具や工具を作業台の端部から<mark>はみ出し</mark> て置かないようにすること。
- ●積み上げ高さの上限を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにすること。



#### 特に転倒原因になりやすい物

● (カゴ) 台車類は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、仮置き場所を区画表示などで指定し、通行の妨げとならないようにすること。



●コンベア類をまたぐための<mark>渡り階段</mark>については、 荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な<mark>横幅</mark>と通行 しやすい<mark>傾斜角度</mark>を確保すること。 また、**手すり**の設置等、墜落・転落の防止措置を 講ずること。 ●機械類の電気コードは、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならないように配線をすること。 特に可動式の機械類の電気コードの配線に留意すること。

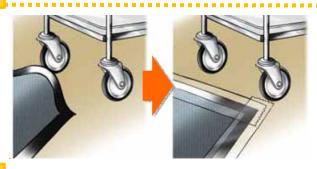


#### 段差によるつまずき災害対策

- ●段差によるつまずき災害を防止するためには、 段差解消のための三角スロープを設置するなど 段差そのものをなくすこと。
- ●段差解消手段として、三角スロープを設置した 場合は、スロープを黄色と黒の縞模様に塗装し、 他の床面と明確に区別すること。
- ●段差を解消することができない場合には、段差のある箇所の目につきやすい位置に、「段差注意」などの注意喚起の表示をすること。



# 足拭きマットへのつまずきに注意しましょう。



- ●**足拭きマット**は油脂等を吸収してくれる反面、 つまずきやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- ●特に<mark>波打った状態のマット</mark>は、足やカートの車輪等をつまずかせる原因になります。
- ●マットの周囲を<mark>テープで固定するなど</mark>、つますき防 止の対策を行いましょう。

# スイングドア付近の出会い頭に注意しましょう。



- ■スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、 転倒災害の原因になりがちです。
- ●スイングドア自体を無くし、<mark>自動ドアに変える</mark>、 あるいは<mark>窓を付けて</mark>ドアの反対側を確認できるよう にする等、できるだけ設備的な対策を講じましょう。
- ●「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ統一のものにしましょう。 また注意喚起の表示方法等もわかり易く統一し、守りやすいものにしましょう。

# 扉前のスペースを確保しましょう。



- ●冷蔵庫の前やトイレなど出入口が開き戸の場合、通行 者や人との接触の恐れが高くなります。
- ●扉を開く面積が少なくてすむ「引き戸」に交換する などの方法がもっとも確実です。
- ●これらが行えない場合は、整理整頓をし、出入口などの扉前のスペースを十分確保しましょう。
- ●出入り口などの扉の目に入りやすい位置に、目立つように「扉開閉注意」、床面に開閉面積の図示など注意 喚起の表示をしましょう!

# 階段からの転落に注意しましょう。



- ●階段から転落する災害はとても多く、一向に後を 絶ちません。
- ●前方や足元が見えなくなるような<mark>荷物の持ち方</mark>を しないようにしましょう。
- ●走らず、**手すりを持って**昇降しましょう。

# 転倒予防のための点検・チェック

点検・チェックしてみましょう。

具体化

見える化

習慣化

#### 点検・チェック項目一覧

1	돧	6作業場所・ラインについて
		通路、階段、出口に物を放置せず、安全な通路が確保されていますか?
		こまめに床の水たまりや氷、油、粉類などを放置せず、その都度取り除いていますか?
		安全に移動できるように十分な明るさ照度(明るい照明)が確保されていますか?
		ごみ箱や台車などが決められた場所に、決められた方法で置かれていますか?
		つまずき、すべり等転倒の危険のない状態に保持されていますか?
		作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうどよいサイズのものを選んで履か
	t	せていますか?
		ゴムマットなど床面に設置した物がめくれたり、用具が作業台からはみ出した箇所や排水
	清	情のフタなどが開けたままで放置されていませんか?
2	芟	全全教育の実施について
		ヒヤリハット情報などを活用し、ぬれている箇所や、階段・段差、片づけられていない場
	列	fなどの転倒のおそれの高い場所などを示した危険マップを作成し、周知していますか?
		廊下や階段を走らない、前方が見えなくなるような荷物の持ち方をしないなどの不安全行
	里	かをしないよう教育されていますか?
		脚立やはしごに乗っての荷の取り降ろしは補助者と一緒に行わせていますか?
		ポケットに手を入れたまま歩いたり、ながら携帯や歩きスマホを禁止していますか?
		作業者の後方を通行する場合、お声がけをするよう教育されていますか?
		ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れてますか?
		厚生労働省の転倒災害防止用の視聴覚教材などを活用した教育を実施していますか?
3	不	安全行動の撲滅について
		事業主、安全スタッフ、責任者自ら安全行動を実践されていますか?
		不安全行動を見つけた場合、その場で注意していますか?
		不安全行動をしない、させないための対策を講じていますか?
4		を全意識の高揚について
		「小走りをやめ、足元に注意して転倒災害をなくそう!」など、作業場内の目立つ場所 「転倒災害防止のための「安全標語」などが掲げられていますか?
		段差のある箇所や凹凸が生じた箇所、滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていま
	g	「か? <b>ヘロタ」</b>
		全員が安全活動に参画していますか? 全員参加
•		

こちらも ご覧ください

- ●職場のあんぜんサイト ⇒ STOP転倒災害プロジェクト
- ●厚生労働省 転倒災害防止対策 ●エイジアクション100
- ●働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
- ●転倒・腰痛防止用視聴覚教材

検索

# STOP! はさまれ・巻き込まれ災害

# はさまれ・巻き込まれ災害の特徴

# 特徴1 生産加工用機械\*で約4割発生!

生産加工用機械を起因とする休業4日以上の「はさまれ・巻き込まれ災害」の<mark>約4割</mark>を占めています。

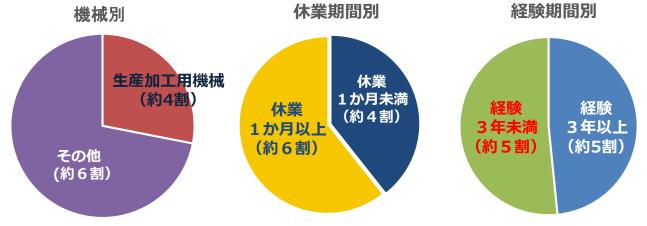
\*金属加工用機械・一般動力機械(旋盤、ボール盤、プレス、切断機、混合機、ロール機、食品加工用機械、産業用ロボットなど)

# 特徴2 休業1か月以上が約6割!

生産加工用機械を起因とする「はさまれ・巻き込まれ」災害の**約6割が休業1か月以上**となっています。

# 特徴3 経験3年未満の労働者で約5割!

生産加工用機械を起因とする「はさまれ・巻き込まれ」災害の**約5割**が**経験3年未満の労働者**となっています。



#### 災害事例 種別 災害の概要 ボール盤で鋼材への穴あけ作業中、ドリル付近の切りカスをハケで取り除 ボール盤災害 こうとして軍手がドリルに巻き込まれた。 鉄板の曲げ加工中、ローラーに皮手袋が巻き込まれて指を負傷した。 ローラー災害 スポット溶接機で段取り作業中、起動スイッチを押してしまい、指をはさ スポット溶接災害 まれた。 プレス機械の金型調整後、安全装置を無効にしたままでフットスイッチを プレス災害 踏んでしまい、金型にはさまれた。 研磨材の調整作業中、機械の運転を停止させずに行っていたため、研磨材 金属加工用機械災害 に手をはさまれた。 自動化された装置にて部材の穴あけ加工作業中、部材をローラーコンベ 産業用ロボット災害 ヤーに自動的に供給する材料投入機に頭部をはさまれた。 混合機内の材料抜き取り終了後、混合機ミキシングドラム内の残材が気に 混合機災害 なり、同ドラム内に手を入れ、回転ドラムにはさまれた。 起動スイッチを停止しないまま、製麺機の清掃を行い、ロールに手をはさ





食品加工用機械災害

まれた。



#### 決まりきった形の災害がなぜ、なくならないのか?



させながら 機械の清掃 を行おう とした。



●目詰まりやピックミスなど トラブルの際、 思わず手を出した。

機械による災害の**ほとんどがこのような形**で発生しています。 なぜ、これらの災害が繰り返されるのでしょうか?



#### 「そうじ等の場合の運転停止」は

労働安全衛生規則」第107条にも定められて おります。ところが…

#### 個々の機械について、

「具体的な停止の手順」を定めていない 事業場が多数認められます。 機械ごとに作業者の目に付く位置に 目に付く色(赤や黄)で「そうじ等の場合、 運転停止厳守」などの表示をしましょう。

# 具体的な手順の取り決めが必要です。



- ●どのような場合に機械を停止すべきか?
- ●停止ボタンを押すとライン全部が止まってしまうのか? どこからどこまでが停止するのか?
- ●停止後の復旧はどのように行うのか?

「運転停止」の徹底を単に促すだけでは 十分な効果を望めません。 ラインや機械の動作を確認し、 作業の実態に合わせた具体的な手順、

「安全作業標準」を検討し、定める ことが必要です。

#### 危険な作業が行われていないか、管理者が把握すべきです。



管理者の知らないところで「安全装置の無効化」など、 危険な作業が常態的に行われていることがあります。

監督署で巡視した際、まれに<mark>安全装置を無 効にしている事業場</mark>が認められたりします。 これらは管理者が知らないうちに行なわれ ていることがほとんどです。

OJT教育が主流である昨今では、管理者の知らないところで危険な作業が行われていることも珍しくありません。

現場で危険な作業が行われていないか、 作業者に**実際の作業手順を書き出させ てチェック**し、「安全作業標準」を定め ることが必要です。

## 過去の災害事例に学びましょう。



機械を止めることが本当に可能だったのか? 機械と作業の実態を調査しなければ、同種災害の再発を確 実に防ぐことはできません。

災害やヒヤリハット事例があった際に、対策 を検討していますか?

安易に作業者の不注意で片付けてしまっていませんか?

実際には、多くの事業場が原因調査を適切に 行っていないと見受けられます。

災害は二度と繰り返してはならないものですが、同時に、管理者が知らなかった危険な作業を知る貴重な機会でもあります。

災害発生原因を被災者の不注意ときめつけず、実際の作業手順と機械を チェックし、対策を検討しましょう。

# 設備対策を優先して考慮しましょう。



安全装置などを備え、管理者は、**安全装置が無効化されていないことを監視**する。 「設備による対策」を優先しましょう。

- ●以上のとおり、「安全作業標準」の作成は不可欠です。しかし、「安全作業標準」は必ずしも遵守されるとは限りません。可能なものについては、カバーを開けば停止する構造にする等、設備自体に対策を講ずる方が、より確実性が高くなります。
- ●作業の状況を監視するよりも、安全装置が有効に 使用されているかを監視する方が、管理の上でも 確実です。
- ●現在使用している機械に安全装置を備える等の他、 製造時期があまりにも古い機械については、安全 衛生管理の面からも、計画的な更新を推進すべき です。
- ●トラブルによる「チョコ停」があまりにも多い機械は、稼働率や生産効率の上で不利なだけでなく、 安全装置の無効化などを招きがちです。 機械メーカーとの協議も一つの方法です。

# はさまれ・巻き込まれ災害防止のための点検・チェック

	<共通> 点検項目	はい	いいえ	改善☑	改 善 (予定) 日
1	安全衛生管理体制が確立されていますか?	はい	いいえ		年月日 (予定)
2	定期的に、安全衛生委員会の開催または社内会議等で、 安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
3	安全衛生スタッフの職務を明確に定めていますか?	はい	いいえ		年月日 (予定)
4	法定の職務事項、その他事業場が独自に定めた職務が適正に遂 行されていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
5	安全衛生教育の内容が守られているか確認していますか?	はい	いいえ		年月日(予定)
	<はさまれ・巻き込まれ災害防止> 点検項目	はい	いいえ	改善☑	改善 (予定)日
1	回転軸、歯車、プーリー、ベルトなどに覆い、囲い等を設け、 有効に 保持されていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
2	上記のほか、安全カバーや安全装置は常に、有効な状態に保持 されていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
3	開閉するカバーにはインターロック(リミット)スイッチを設け ていますか?	はい	いいえ		年月日(予定)
4	「安全な作業標準」を定め、その作業標準どおり作業されているか点検されていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
5	作業標準で「具体的な停止手順」を定めていますか? (どのような場合に、誰が、どのように、どこからどこまで、 どう復旧するか、復旧の場合の安全確認など)	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
6	「そうじ等の場合の運転停止厳守」の表示がなされ、その徹底 が図られるよう繰り返し教育されていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
7	清掃など必要がある場合に取り外し可能な安全カバーについて、 「機械を停止せずにカバーを取り外さないこと」などの表示が なされていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
8	「運転停止」、「はさまれ・巻き込まれ危険」などの表示は、 作業者が目につきやすい位置に、目につきやすい色でなされて いますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
9	コンベヤーに、非常停止装置が、非常の場合に直ちに運転を停止できる位置に、設けられていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
10	ボール盤など回転する刃物に作業者の手が巻き込まれる危険が ある機械を操作する場合に手袋の使用を禁止し、その旨表示さ れていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)
11	衣服が回転物に巻き込まれないよう、作業服のやぶれ、ほつれなどがないか、袖口のボタンをきちんと留めているかどうか、 始業前に点検(相互チェック)させていますか?	はい	いいえ		年 月 日 (予定)

<sup>※【</sup>共通】・【はさまれ・巻き込まれ災害防止対策】のそれぞれの点検項目に沿って、点検を実施し、該当があって改善が必要な「いいえ」の項目については、改善図欄を活用し、具体的な改善を図るようにしてください。

労働者、 雇用主の 皆さまノ

# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう!

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用 する場合が多いのではないでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な** 災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、** 想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

······· P 2 参照

ポイント

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる

**床面の広いローリングタワー(移動式足場)や作業台などの使用を検討**しましょう。

ポイント

はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても

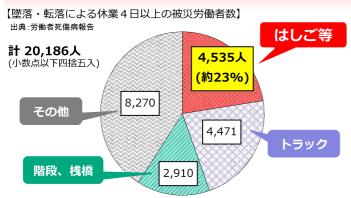
<u>墜落時保護用のヘルメットを着用</u>して、頭部の負傷を防ぎましょう。

·· **>>>** P 4 参照

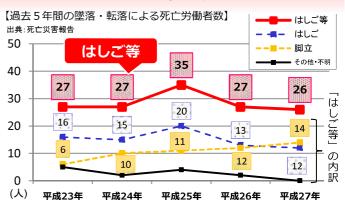
# 統計資料 「はしご等」に関する災害(死傷および死亡)

※「はしご等」: はしご、脚立、作業台など

#### ①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年~27年5年平均)



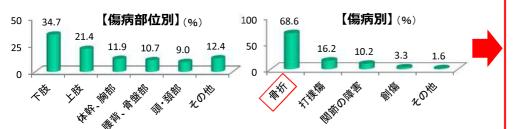
#### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている



#### 参考:労働安全衛生総合研究所による調査分析より

#### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件 (全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害 は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



# 参考:「菅間敦,大西明宏,脚立に起因する労働災害の分析,労働安全衛生研究, Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所,2015年」

#### グラフからわかること

#### 【傷病部位別】

下肢と上肢で、全体の 半数以上を占めている。

#### 【傷病別】

#### 骨折が全体の約3分の

2を占め、重篤な災害 につながりやすい。



享生労働省∙都道府県労働局∙労働基準監督署

# 典型的な災害発生原因(墜落・転落死亡災害例)

出典:職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

# はしご

# 脚立

# No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】<u>はしごから身を乗り</u> 出して作業したところ、バ ランスを崩して墜落した。

## ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択 する前により安全な代 替策を検討する。



# No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】<u>脚立の天板に乗って</u>作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

## ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



# No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま

### ワンポイント対策例

墜落した。

はしごの上端または下端をしっかり固定する。

また、滑り止め箇所の 点検を怠らない。

# No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】<u>脚立をまたいで</u> <u>乗った</u>状態で蛍光灯の交 換作業をしていたとこ ろ、バランスを崩し階段 に墜落した。



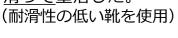
# ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。

なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。 脚立の片側を使って作業すると、3点支持(\*)がとりやすい。

# No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、<u>足元が</u>滑って墜落した。



# ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。 耐滑性の高い靴(と手袋)を使用する。

# No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】<u>手に荷物を持っ</u> <u>て</u>脚立を降りようとした ところ、足元がよろけて 背中から墜落した。



# ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降 時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により 身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける 場合も、両足と併せて3点支持になる。

# ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討!

# 以下の2点について検討してみましょう

- □ はしごや脚立の使用自体を避けられないですか?
- □ 墜落の危険性が相対的に低い<u>ローリングタワー</u> <u>(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚</u> 立、高所作業車などに変更できないですか? (※)

(※)足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



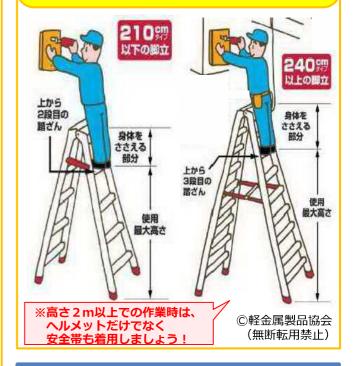
# はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

□ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか (固定できない場合、別の者が下で支えているか)

移動はしごの安全使用のポイント

- □ 足元に、滑り止め(転位防止措置)をしているか
- □ はしごの上端を上端床から60㎝以上突出しているか
- □ はしごの立て掛け角度は75度程度か。





**脚立**の安全使用のポイント

#### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

#### 脚立(安衛則第528条)

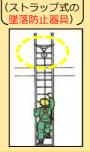
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、 折りたたみ式のものは、角度を確実に保つ ための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

#### こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持·手摺金具】【はしご足元安定金具】







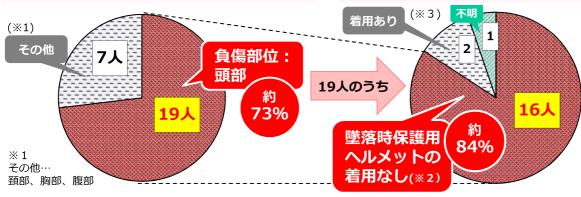
安全ブロック

#### 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい ポイント3

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメット を着用していませんでした(平成27年集計)出典:災害調査復命書

#### ①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害に おける負傷部位【平成27年分(26人)】

#### ② 墜落時保護用ヘルメットの有無 【頭部負傷の場合のみ集計(19人)】



※2…①あご紐 の着用が不十分 で墜落中にヘル メットが外れた 場合、②飛来・ 落下物用のみの ヘルメットを着 用していた場合 を含む。

※3…着用あり のケースでは、 墜落高さがいず れも4mを超え ている。

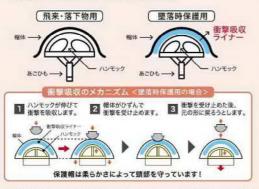
# ヘルメットの すぐれた効果

引用:パンフレット「陸上貨物運送 事業における重大な労働災害 を防ぐためには」P12

# 保護帽の効果を知ってください!

保護帽(ヘルメット)とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言い ます。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収 ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部に かかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では 効果が不十分なことが分かりました。





■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。 協力:一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) http://japan-helmet.com、株式会社谷沢製作所

# ヘルメットの 着用ポイント

引用:パンフレット「陸上貨物運送 事業における重大な労働災害 を防ぐためには」 P 3

# 必ず保護帽を着用!

# 0

# 使用すること

# 特に1と3を忘れずに!

(死亡災害時によく見られた、 忘れやすいポイントです)

#### 5 つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を
- 2 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、 確実に締めること
- 破損したものは 使わないこと
- 耐用年数を守ること

#### 要チェック!

**ヘルメット内側に貼られてい** る「国家検定合格標章」等に 用途が書かれています!

ごヒモと耳ヒモの接続部分 を留め具等で固定すると、墜 落時の衝撃でヘルメットが着 脱しにくくなります!

このリーフレットについ て、詳しくは最寄りの都 道府県労働局、労働基準 監督署にお問い合わせく ださい。 (H29.3)

# 交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ば れる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると 重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけ でなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働 者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。<br/>
交通労働災害防止の ためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必 要です。

# 交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生!

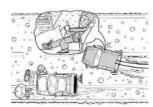
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪 問中など第三次産業で、約2割が労働者 の送迎中など建設業で発生しており、交通 運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労 働災害防止対策が必要です。

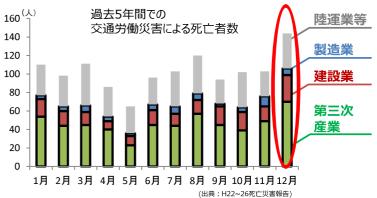


# 交诵労働災害は12月に多く発生!

交通労働災害による死亡事例は、 12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の 情報に注意するなど、 季節に応じた交通 労働災害防止対策が 必要です。





# く災害事例>

#### 現場へ向かう途中 原付で訪問途中 施設利用者送迎中 新聞配達の自転車 (7名負傷) (1名死亡6名負傷) (1名死亡) (1名死亡) 早朝、労働者8名を乗せ建 夜明け前に新聞配達のため 訪問介護のため利用者宅か 事務所から介護サービス利 ら事務所へ原付で移動する 設現場に自動車2台で向か 用者宅に利用者を送迎中、 自転車で国道を斜めに横断 う途中、1台がゆるいカーブの 信号がなく見通しの悪い交 中、交差点を青信号で進入 途中、右側方を走るトラックと 接触。その後トラックの後輪 凍結した路面でスリップしガー 差点に一時停止せずに進入 してきた大型トラックと衝突し にひかれ、30分後に死亡。 ドレールに激突。避けようとし し、左側から来たトラックと衝 死亡。なお、被災者は安全 た後続車も対向車線に飛び 突。利用者1名が死亡、労 ベストや保護帽を着用してい 働者2名を含む6名が重軽 出し路肩から転落。 なかった。

# すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

# 二輪車に必要な配慮

# 特に冬期に必要な配慮



#### ☑ 二輪車運転対策

- 「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を 徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや 巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性 などについて教育する。



#### ☑ 視認性向上

・他車両からの視認性向上のため、 早朝、夕方早めの点灯を励行。

#### ☑ 季節・天候対策

・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。





#### ☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、 十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

#### ☑ 点呼の実施

・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

# ☑ 荷役作業を行わせる場合

・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

# ☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全** 情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に 、意識させる。

#### ☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の 安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ·交通安全情報マップによる実態把握

#### ☑その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、 目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走 行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指 示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html

■職場のあんぜんサイト:交通労働災害の現状と防止対策 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html 交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

# ~働く高齢者の特性に配慮した

# エイジフレンドリーな職場づくり

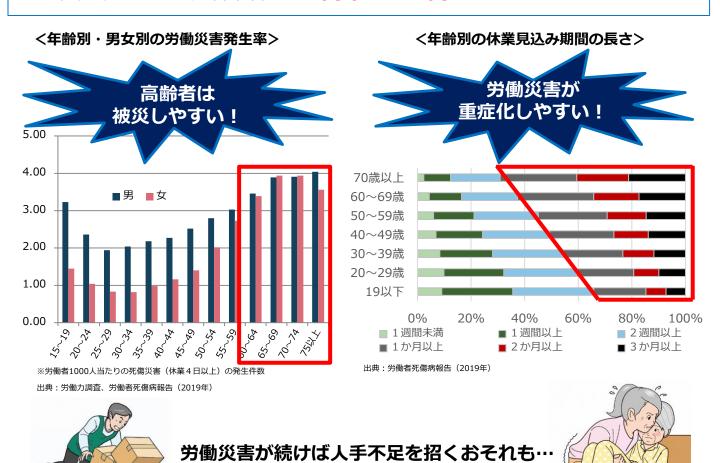
を進めましょう~

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか?

働く高齢者が増加(60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍)

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い



# 安心して安全に働くことのできる職場づくりを!

エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)を策定しました。(次ページ以降参照)

高年齢労働者の安全衛生対策のための エイジフレンドリー補助金が新設されました! (4ページ参照)

🤥 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。** 

## 1 はじめに

- ・企業の**経営トップが**取り組む**方針を表明し、担当者や組織を指定**します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例 やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



#### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
  - · 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

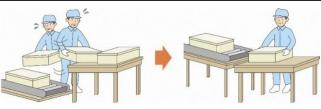
## ♥対策の例♥



通路を<mark>含め作業</mark>場所の 照度を確保する



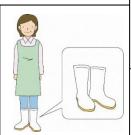
警報音等は聞き取り やすい中低音域の 音、パトライト等は 有効視野を考慮



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の 高さや作業対象物の配置を改善する

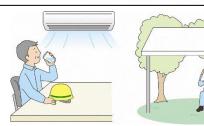


解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



防滑靴を 利用させる

階段には手すり を設け、可能な 限り通路の段差 を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装 を準備する

リフト、スライディング シート等を導入し、抱え 上げ作業を抑制



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床 材や階段用シート)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する等
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
  - ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直し**ます。例えば、勤務形態や勤務時間を 工夫して高齢者が就労しやすくすること(短時間勤務、隔日勤務等)や、ゆとりのある 作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

# 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の 把握

#### (1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

#### (2) 体力の状況の把握

- ・主に高年齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に 説明するとともに、事業場における方針を 示し、運用の途中で適宜その方針を見直し ます

#### ♥注意点♥

・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準 は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルー ル化するようにします



(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

# 4 高年齢労働者の健康や体力の 状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の 提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個 人差が拡大するため、個々の労働者の 状況に合わせ、適合する業務をマッチ ングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置 例えばフレイルやロコモティブシンド ロームの予防を意識した**健康づくり** 活動を行います

# ♥取組の例♥

転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」 https://youtu.be/9jCi6oXS8IY

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの 紹介(厚労省HP) →



# 5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧 な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

## 労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化** が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自ら **の健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からスト レッチや軽い運動などに取り組みます

「介護業務で働く人のための腰痛予防の ポイントとエクササイズ」より



▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛牛サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含 めた安全衛生活動支援(現場確認・ヒアリング・アドバイス)を行います。

#### 労働災害防止団体 問い合わせ先

- ·中央労働災害防止協会
- ·建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- · 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部 教育支援課

技術管理部

03-3452-6366

03-3453-0464

(建設業関係) (陸上貨物運送事業関係)

03-3455-3857 03-3452-4981

03-3452-7201

(林業・木材製造業関係) (港湾貨物運送事業関係)

(製造業、下記以外の業種関係)

無料

無料

#### 65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の 高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

#### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な<mark>相談・助言</mark>を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

〇お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ(http://www.jeed.or.jp)から確認できます。 〇「65歳超雇用推進事例サイト(<u>https://www.elder.jeed.or.jp/</u>)」 により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康 管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



#### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における<u>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な</u> 対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。<u>職場の</u> 実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その<u>結果について</u>全ての<u>労働者が確認できるように</u>してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

		項    目	確認		
1 帰	感染	<b>染予防のための体制</b>			
		・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者 に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ		
		・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ		
		・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ		
		・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ		
		・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ		
		・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ		
		・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ		
2					
	(1	)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い			
		・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ		
		・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ		
		・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ		
		・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ		
		•その他(	はい・いいえ		
ļ	(2)三つの密の回避等の徹底				
		・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ		
		•その他( )	はい・いいえ		

	項    目	確認				
(	(3)日常的な健康状態の確認					
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ				
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ				
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、 正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ				
	・その他(	はい・いいえ				
(	4)一般的な健康確保措置					
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ				
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ				
	·その他(	はい・いいえ				
(	....................................					
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ				
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ				
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ				
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ				
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ				
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ				
(						
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の 高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ				
	・その他(	はい・いいえ				
3 愿	染防止のための具体的な対策					
(	1)基本的な対策					
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ				
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ				
	·その他(	はい・いいえ				
(	2)換気の悪い密閉空間の改善					
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18°C以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ				
	・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。)。	はい・いいえ				
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ				
	・その他(	はい・いいえ				
•						

	項	目	確認
3)多くの人が密	集する場所の改善		
・業態に応じて	]能な範囲で出勤を抑制するよ	<b>ように努めている</b> 。	はい・いいえ
<ul><li>・電車やバス等図っている。</li></ul>	での他人との密着を防ぐため、	時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を	はい・いいえ
<ul><li>テレビ会議やV</li></ul>	/eb会議の活用等により、人が	集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	やミーティング等を行う場合は、 、可能な限り真正面を避けるよ	、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2 こうにしている。	はい・いいえ
		けることが避けられない場所は、労働者にマスクを着用さ ニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	まい・いいえ
・職場外(バスの めることとしてい		換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう勢	う はい・いいえ
・その他(		)	はい・いいえ
4)接触感染のN	近について		
		や治具・工具などについては、複数人での共用をできる 後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	所を選んで仕事を行うフリーア と、利用状況の記録等を実施す	ドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な することとしている。	はい・いい
ル(容量%で60 ることとしている ※人がいる環境	%以上) や界面活性剤や次亜 <sup>1</sup> 。	る物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコー 塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施す 品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や 推奨されていません。	- はい・いい
・その他(		)	はい・いいえ
5) 近距離での会	話や発声の抑制		
<ul><li>職場では、同僚いる。</li></ul>	そろむ他人と会話する際には	は、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにして	はい・いい
•外来者、顧客、	取引先との対面での接触や近	丘距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いい
・どうしてもマス・	ウなしで1m以内で会話する必	要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いい
		装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合 5器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いい
·その他(		)	はい・いい
6)共用トイレの			
・不特定多数が	接触する場所は、清拭消毒を行	行うこととしている。	はい・いい
・トイレの床や壁	は次亜塩素酸ナトリウム0.1%	5水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いい
・トイレの蓋を閉	めて汚物を流すように表示して	ている。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いい
・ペーパータオノ	を設置するか、個人ごとにタッ	ナルを準備する。	はい・いい
			はい・いい
・ハンドドライヤ・	ーは止め、共用のタオルを禁止		
・ハンドドライヤ· ・その他(	ーは止め、共用のタオルを禁止 	)	はい・いい
·その他(	ーは止め、共用のタオルを禁止 等の利用について		はいいい

		項    目	確認
		・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
		・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
		・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
		・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談 笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
		・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
		・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、 会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
		・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
		·その他(	はい・いいえ
	(8	)ゴミの廃棄について	
		・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
		・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手 洗いをすることとしている。	はい・いいえ
		·その他(	はい・いいえ
4	配	慮が必要な労働者への対応等	
		・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
		・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
		・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
		・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミニュケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はいいいえ
		·その他( )	はい・いいえ
5	新	型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
	(1	)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
		・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及 び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	(2	)陽性者等が出た場合の対応	
		・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
		・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
		・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
		・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

		項    目	確認
		・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
		·その他(	はい・いいえ
	(3	)その他の対応	
		・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
		・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はいいいえ
		・その他(	はい・いいえ
6	熱	中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	
		・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
		・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
		・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.11.27版